

⚠️ **ご注意ください**

1.ご契約時にお申し出いただく事項(告知義務)について

ご契約者または被保険者になる方は、申込書の記載事項についてご契約時にお申し出いただく義務(告知義務)があります。特に、下記【告知していただく項目】、割増・割引等や特約に関する項目等について、ご契約者または被保険者になる方の故意、重大な過失により、事実をお申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知していただく項目】	
①保険の対象の所在地	⑦この保険契約の保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有
②建物【※】の種類・用法・面積	の建物または建物以外のものについて締結された、この保険契約と
③建物【※】内で行われる職業(作業)の種類および作業規模	補償内容が重複する他の保険契約または共済契約の有無
④機械警備(火災監視)の実施状況	【※】保険の対象が動産の場合には、保険の対象を収容している建物をいい
⑤耐火性能状況(耐火性能割引を適用する場合)	ます。
⑥居住の有無(店舗賠償責任補償特約を付帯している場合)	

被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、既に他の保険契約等で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約にのみセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうしますのでご注意ください。

2.ご契約後にご連絡いただく事項(通知義務)について

- (1)ご契約者または被保険者は申込書に記載された上記【告知していただく項目】(⑦を除きます。)などに変更が発生した場合には、ご契約の取扱代理店または当社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。
- (2)保険の対象または保険の対象を収容する建物の用法が店舗併用住宅の場合において、次の事項が発生したときに、ご契約者または被保険者の故意、重大な過失により、遅滞なくご連絡いただけなかったときには、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①建物の構造または用途を変更した場合 ②家財などの動産を引越などにより他の場所に移転した場合
③上記【告知していただく項目】の①から⑥、割増・割引等や特約に関する内容等に変更がある場合

- (3)上記(2)にかかわらず、次の事項の発生により保険の対象の危険増加が生じ、保険の対象がこの保険の引受範囲ではなくなった場合には、ご契約を解除させていただきます。

- ①保険の対象の所在地が日本国外となった場合 ②建物の用途を変更し、ご契約いただける場合に該当しなくなった場合

- (4)保険の対象または保険の対象を収容する建物の用法が店舗、事務所、小規模工場、作業場の場合において、次の事項が発生したときに、ご契約者または被保険者の故意、重大な過失により、あらかじめご連絡いただけなかったときには、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①建物の構造または用途を変更する場合 ②保険の対象を他の場所に移転する場合
③上記【告知していただく項目】①から⑥、割増・割引等や特約に関する内容等に変更がある場合

- (5)その他、次の事項が発生した場合には、ご連絡ください。

- ①譲渡・売却などにより建物の所有者の名義を変更する場合 ②ご契約者の住所または連絡先を変更する場合
③ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合
④ご契約時に実際の価額より保険の対象の保険金額を高く設定していたことに気がついた場合(店舗併用住宅の場合)

3.万一、事故が発生した場合について

- (1)事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。取扱代理店または当社への連絡が遅れた場合には、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがあります。
- (2)賠償責任を補償する特約をご選択いただいた場合、賠償事故にかかわる示談交渉につきましては、必ず当社とご相談の上、交渉をすすめてください。事前に当社にご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

4.その他

- (1)損害保険契約者保護機構について
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、解約返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、解約返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。なお、地震保険契約はすべてのご契約が補償対象となります。(詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。)
- (2)当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとみなされます。
- (3)保険料お支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。ただし、保険料を直接当社へお振り込みいただいた場合は、保険料領収証の発行は省略させていただきます。また、ご契約の日から1か月経過しても保険証券が届かない場合には、当社までお問い合わせください。
- (4)このパンフレットは、店舗総合保険・普通火災保険(一般)の概要を説明したものです。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず『重要事項説明書(「契約概要」のご説明・「注意喚起情報」のご説明・その他ご注意ください)』・「ご契約のしおり」等をお読みください。

お問い合わせ先

セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル TEL 03-5216-6111(代表)

www.secom-sonpo.co.jp

SEK1101-1402-0044 F0015-00-20 1407

**店舗総合保険
普通火災保険(一般)**

**■店舗、店舗併用住宅、事務所、
小規模工場、作業場の火災保険**

事業活動を取り巻くリスク
選べる火災保険でしっかり補償

セコム損害保険株式会社

ご要望に応じて選べる2つの保険 思わぬ出費もカバーされるから安心

店舗総合保険・普通火災保険（一般）の対象物件は、店舗、店舗併用住宅、事務所、小規模工場、作業場等です。

建物、屋外設備・装置および動産を保険の対象としてご契約いただけます。

※右図の「対象範囲」のとおり、保険商品により、保険の対象とすることができるものが異なります。

保険の対象

保険の対象

建物

門、塀、垣や物置、車庫等の付属建物を建物に含めて保険の対象とすることができます。

建物内

家財

設備・什器等

商品・製品等

屋外

屋外設備・装置
+収容動産

野積みの動産

対象範囲

店舗総合保険の対象範囲

普通火災保険（一般）の対象範囲

店舗総合保険

普通火災保険（一般）

1

火災



落雷



破裂・爆発



2

風災・雹災・雪災 ※1※2※3



1敷地内につき20万円以上の損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

3

建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等



給排水設備の事故等による水濡れ※4



騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為



4

盗難※5※6



商品・製品等の盗難は、対象外です。

5

水災

台風、暴風雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害



※水災の補償を充実させる「水災支払方法変更特約」もあります。詳しくはP4の特約の説明をご参照ください。

3 4 5 は、店舗総合保険の場合のみ、保険金をお支払いします。

ご注意ください

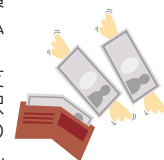
- ※1 2 「風災・雹（ひょう）災・雪災」の補償は、1敷地内に発生した損害額が20万円未満の場合には、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ※2 雨、雪、雹（ひょう）または砂塵（じん）の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災・雹（ひょう）災・雪災によって直接破損したために生じた場合に限りです。
- ※3 下記（1）～（7）の物件については店舗総合保険でご契約いただけません。また、普通火災保険（一般）でご契約いただいた場合でも、2 「風災・雹（ひょう）災・雪災」の補償は、下記（1）～（7）を対象外としておりますのでご注意ください。
 - 仮設の建物（年間の使用期間が3ヶ月以下のもの）とその収容動産
 - ゴルフネット（ボールを含みます）
 - 建築中の屋外設備・装置
 - 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
 - 海上に所在する建物とその収容動産および海上に所在する設備・装置
 - 屋外にある原材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
 - 自動車（自動三輪車、自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます）
- ※4 「給排水設備の事故等による水濡れ」の補償は、給排水設備に生じた事故や被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故を原因とした水濡れ損害を補償するもので、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象になりませんのでご注意ください。
- ※5 4 「盗難」の補償では、商品・製品等が補償の対象になりませんのでご注意ください。（商品・製品等の盗難損害への補償をご希望の場合は商品・製品等盗難危険補償特約等をご検討ください。）
- ※6 家財または設備・什（じゅう）器等が保険の対象に含まれていない場合、通貨・預貯金証書の盗難損害は、4 「盗難」による下記の補償の対象になりませんのでご注意ください。
 - < 4 「盗難」による通貨・預貯金証書の盗難損害の補償 >
 - ・家財が保険の対象⇒生活用通貨20万円限度・生活用預貯金証書200万円限度
 - ・設備・什（じゅう）器等が保険の対象⇒業務用通貨30万円限度・業務用預貯金証書300万円限度

自動セットされる補償

臨時費用保険金

上記1～3の事故により損害が発生した場合に、お支払いします。

※店舗総合保険で、水災支払方法変更特約をご選択いただいた場合は、5の事故により損害が発生したときも対象となります。



失火見舞費用保険金

ご契約物件から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣など第三者の所有物に損害が生じた場合に、お支払いします。

※煙損害・臭気付着損害を除きます。



地震火災費用保険金

地震、噴火、津波による火災によって、保険の対象が一定の損害を被った場合に、お支払いします。



損害賠償請求権の保全・行使に要する費用

当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出された場合に、お支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

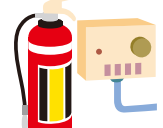
上記1～3の事故の場合に、清掃費用等、残存物を取片づけるのにかかった費用をお支払いします。

※店舗総合保険で、水災支払方法変更特約をご選択いただいた場合は、5の事故により損害が発生したときも対象となります。



損害防止費用

上記1の事故の際、損害の発生および拡大の防止のためにお客様が支出した必要・有益な費用のうち、所定のものについてお支払いします。（例：消火活動に使用した消火薬剤等の再取得費用など）



修理工帯費用保険金

上記1の事故により受けた損害の復旧にあたり、支出した費用をお支払いします。

※居住用部分にかかわる費用は除きます。



持ち出し家財保険金

<店舗総合保険のみ対象>

家財が保険の対象に含まれているご契約で、日本国内の他の建築物内において上記1～4の事故により、持ち出し中の家財に損害が発生した場合に、お支払いします。

※通貨・預貯金証書の盗難は対象外



オプション補償(特約)等について

お客さまのニーズにあわせてお選びいただける「賠償責任に対する補償」や、「休業損失に対する補償」などのオプション補償をご用意しています。

損害発生時の保険金のお支払い方法に関する特約

(1) 価額協定保険特約

ご契約時に保険の対象の評価額を協定し、評価額に基づいて保険金額を設定するため、損害を被った際には保険金額を限度に建物の再築、家財の再取得に必要な費用の全額をお支払いします。
ただし、明記物件(1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、その他の美術品等／稿本、設計書、図案、証書、帳簿等)については明記して保険の対象に含めた場合でも、時価額を基準としたお支払いになります。
また、損害保険金が保険金額の80%に相当する額を超え、保険契約が終了する場合には、**特別費用保険金**(損害保険金の10%相当額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円限度)を上乗せしてお支払いします。

＜保険の対象＞

建物

家財

建物内

※保険金額は再調達価額(新価)でご設定いただけます。ご設定いただく保険金額が不十分ですと、万が一の時、損害額の全額が補償されず、支払われた保険金で建物の再築や家財の再取得ができない場合がありますのでご注意ください。(家財については時価額での保険金額設定も可能です。)

(2) 新価保険特約

保険の対象に損害が生じた日から2年の期間内に、その保険の対象と同一用途のものを、同一敷地内において復旧した場合、再調達価額(新価)を基準に保険金をお支払いします。(復旧しない場合は時価基準の保険金をお支払いします。)

〔条件〕

保険の対象の減価割合が5割以下(残価が5割以上)の場合にセットすることができます。

(3) 付保割合条件付実損払特約

保険金額を評価額の一定割合に設定し、保険金額を限度として実損害額をお支払いします。

〔条件〕

保険の対象が1級構造の建物、または1級構造の建物に収容される設備・什器等である場合にセットすることができます。

※(1)または(2)の特約について、保険料率の割増はございません。

＜保険の対象＞

建物

設備・什器等

建物内

減価割合が5割以下

＜保険の対象＞

建物

設備・什器等

建物内

建物の種類：1級構造の建物

※1級構造とは、コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物、耐火被覆鉄骨造建物または耐火建築物のいずれかを指します。

賃貸物件へのオプション補償(特約)

借家人賠償責任補償特約

火災、破裂・爆発の事故を起こして借用した戸室が損壊したことにより、被保険者(テナント等の借家人)が建物オーナー(転貸人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

修理費用補償特約

火災、落雷、破裂・爆発、風・雹(ひょう)・雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等、給排水設備の事故等による水濡れ、騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力・破壊行為または盗難の事故により借用戶室に損害が生じた結果、被保険者が建物オーナー(転貸人を含みます。)との契約に基づいて自己の費用で修理した場合にお支払いします。
※風災・雹(ひょう)災・雪災による事故のうち、借用戶室の内部については、借用戶室やその窓、扉その他の開口部が風災・雹(ひょう)災・雪災によって直接破損したために生じた損害に限られます。
※この特約は、借家人賠償責任補償特約を選択された場合に、追加でご選択いただけるオプション補償です。

店舗総合保険

事業内容にあわせて補償をさらに充実させるためのオプション補償(特約)

店舗賠償責任補償特約

建物等の施設の所有・使用・管理に起因する事故、業務の遂行に起因する事故等(記名被保険者(法人の場合は、その代表者)が当該建物に居住している場合は日常生活に起因する偶然な事故を含みます。)により、他人(被保険者以外の者)に対する法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
※生産物に起因する賠償責任は対象外となります。

＜対象の店舗＞

小売店

料理飲食店

(ガソリンスタンドおよびLPガス販売店を除く)

建物の延床面積(賃貸は借用面積)が165㎡未満

ドアロック交換費用補償特約

日本国内で保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物のドア(建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。)の鍵が盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用(ドアロック交換費用)に対して3万円を限度に保険金をお支払いします。

休業損失補償特約

当店舗休業保険に別途加入するのと比べて、**保険料 約20%OFF**

火災、落雷、破裂・爆発、風・雹(ひょう)・雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等、給排水設備の事故等による水濡れ、騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力・破壊行為、盗難または水災の事故が発生し損害を被った結果、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合に、保険金をお支払いします。営業施設における食中毒(所轄保健所長に届出があったものに限ります。以下同様とします。)の発生、営業施設において製造・販売等を行った食料品に起因する食中毒の発生、営業施設における所定の感染症(都道府県知事等に届出があったものに限ります。)の発生または、営業施設が食中毒または所定の感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による営業施設の消毒等により、営業が休止または阻害されたために生じた損失も補償の対象となります。
※雨、雪、雹(ひょう)または砂塵(じん)の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災・雹(ひょう)災・雪災によって直接破損したため生じた場合に限ります。

商品・製品等盗難危険補償特約

当盗難保険に別途加入するのと比べて、**保険料 約20%OFF**

盗難によって商品・製品等に生じた損害が発生した場合に、保険金をお支払いします。
※店舗総合保険の盗難補償は、建物、家財または設備・什(じゅう)器等についての盗難損害を補償します。商品・製品等についての盗難損害を補償するには、この特約をご選択ください。
【下記に該当するものは補償の対象とすることができませんのでご注意ください】
自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除く。)、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物、稿本、設計書、図案、雛(ひな)型、鋳(い)型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物、書画、骨董(とう)、彫刻、その他の美術品

水災支払方法変更特約

このオプション補償を選択することにより、水災に対する保険金の支払条件を下記のとおり拡大することができます。

保険金種類		主契約の支払条件(本特約付帯前)		本特約の支払条件(本特約付帯後)	
水害保険金	建物、家財	損害割合30%以上	保険金額 × 損害額 / 評価額 × 70%	保険金額 × 損害額 / 評価額	
		床上浸水(注)(損害割合15~30%)	保険金額の10%、200万円限度	合算で200万円限度	保険金額の15%、300万円限度
		床上浸水(注)(損害割合15%未満)	保険金額の5%、100万円限度		保険金額の5%、100万円限度
	設備・什(じゅう)器等、商品・製品等	床上浸水(注)	保険金額の5%、100万円限度		合算で300万円限度
臨時費用保険金		なし		水害保険金の30%、500万円限度	
残存物取片づけ費用保険金		なし		実費、水害保険金の10%限度	

(注)床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)または地盤面より45cmを超える浸水

3

4

基本補償

オプション補償

保険料の割引

(店舗併用住宅)地震保険

お支払いする保険金

保険料の割引について

お客様のニーズにあった補償を最適な保険料でご契約いただくために、
多様な保険料の割引制度をご用意しています。

火災監視機能を有する機械警備による割引

下記 **1 2 3** は、保険の対象である建物（保険の対象が動産の場合は、当該対象を収容する建物）について、警備業法第2条第3項に定める警備業者が行う、同法第2条第5項に定める機械警備業務（火災危険に対する監視があるものに限ります。）が施されており、かつ、有効に機能している場合に適用する割引です。
※常駐など、人的警備のみの場合には適用対象となりません。



☐ **1** セキュリティ割引 （**4 5 6 8**の割引と併用できます）

下記を保険の対象に含んでいない
ご契約にこの割引を適用します。

- ・建物所有者が居住するなど非事業用途部分を含む個人所有の建物
- ・個人所有の家財

※次の保険の対象にはこの割引を適用できません。

屋外設備・装置、屋外設備・装置内収容動産、野積みの動産

保険料割引率は機械警備による
建物の火災監視有効面積に応じて **最大 約30%**



ご注意ください

この割引を適用する場合は、契約申込書とともに「警備契約証明書」および「機械警備に関する協定書」をご提出ください。
セキュリティ割引適用対象外の業種があります。
詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

☐ **2** ホームセキュリティ割引 （**4 5 7**の割引と併用できます）

下記の保険の対象に適用します。

- ・建物所有者が居住するなど非事業用途部分を含む個人所有の建物
- ・個人所有の家財

保険料割引率は **最大 約19%**

☐ **3** 機械警備割引 （**4 5 8**の割引と併用できます）

上記 **1 2** が適用できない保険の対象に適用します。
ただし、野積みの動産は適用対象外です。

保険料割引率は **最大 約12%**

建物の耐火性能、消火設備による割引

☐ **4** 耐火性能割引 （**1**～**8**すべての割引と併用できます）

構造級別が3級構造（経過措置料率である場合を除きます。）の建物およびその収容動産に対して、下記いずれかに該当している場合に適用する割引です。

- ・建物の外壁すべてが、1時間または45分間以上火災の熱に耐えられることを、設計/建設住宅性能評価書などで確認できる。
- ・建物の外壁に当社所定（大建工業（株）の「ダイト」等）の建材が使用されている。

保険料割引率は建物外壁の
耐火時間に応じて **最大 約5%**

☐ **5** 消火設備割引 （**1**～**8**すべての割引と併用できます）

建物、屋外設備・装置（保険の対象が動産の場合は、それらを収容する建物、屋外設備・装置）に、当社所定の条件に合致した消火設備が設置されている場合に適用する割引です。

<消火設備の例>

自動火災報知設備、屋内消火栓設備など

保険料割引率は消火設備の
設置状況等に応じて **最大 約30%**

保険対象の立地・周辺環境や防火管理状況など、リスクチェックの結果にともなう割引

☐ **6** リスク評価割引 （**1 4 5 8**の割引と併用できます）

下記①～⑤の要件すべてに該当するご契約について、保険対象の立地・周辺環境や防火管理状況など、所定の項目をチェックさせていただいた結果に応じて適用する割引です。

<割引適用の要件>

- ① 保険期間が5年以下のご契約であること
- ② 1申込書における1敷地内あたりの合計保険金額（特約部分を除く）が2億円以上のご契約であること
- ③ 1敷地内あたりの過去2年間の損害率が低いこと（純新規のご契約について、この項目は不問です）
（参考「損害率」とは…損害保険会社等から支払われた保険金 ÷ 保険料）
- ④ 保険の対象に、「建物所有者が居住するなど非事業用途部分を含む個人所有の建物」「個人所有の家財」を含んでいないこと
- ⑤ 屋外設備・装置、屋外設備・装置内収容動産および野積みの動産のみを保険の対象とする保険契約でないこと



リスクチェック項目の例

敷地内から最寄の公設消防までは500m未満である。

指定喫煙所があり、かつ喫煙ルールが遵守されている。

従業員への防災教育・訓練を年1回以上行っている。

避雷針、アレスター等の設置を行い、落雷被害防止対策を講じている。

当該敷地内に常時（休日・夜間含む）人がいる体制になっている。 など

保険料割引率はリスク
チェックの結果に応じて

最大 約30%

ご契約の内容に応じて適用できる割引

☐ **7** 価額協定+総合保険割引 （**2 4 5 8**の割引と併用できます）

価額協定保険特約（3ページ参照）が付帯された
店舗総合保険に適用する割引です。

保険料割引率は **最大 約12%**

☐ **8** 大規模割引 （**2**以外の割引と併用できます）

1申込書における合計保険金額（特約部分を除く）が10億円以上のご契約に適用する、当社独自の割引です。（ただし、建物所有者が居住するなど非事業用途部分を含む個人所有の建物・個人所有の家財を保険の対象とする契約は対象外）

保険料割引率は **約15%**

店舗併用住宅（居住用部分のある建物とその収容家財）
に対する火災保険をご検討のみなさまへ

地震保険もあわせてご検討ください！



地震保険の必要性について

地震による火災は、火災保険では補償されません。

火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火またはこれらによる津波	×※	○
上記以外	○	×

※地震などにより延焼・拡大した火災損害も補償されません。

地震保険では、**地震・噴火またはこれらによる津波**による損害（火災・損壊・埋没・流失）に対して保険金をお支払いします。

＜お支払い例＞



地震により火災が発生し家が焼失した



地震により家が倒壊した



津波により家が流された

地震保険に加入するには？

火災保険＋地震保険

地震保険は、**単独では契約できません**。
火災保険にセットして契約する必要があります。

火災保険

＋

地震保険

現在ご契約の火災保険に地震保険をセットしていない場合、火災保険の中途でも地震保険を契約することができます。

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発令された場合には、東海地震にかかる地震防災対策強化地域に所在する建物または家財について地震保険のご契約ができないことがありますのでご注意ください。

地震保険の対象

居住用部分のある建物と収容家財

ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等（貴金属・宝玉および宝石ならびに書画・骨董（とう）・彫刻物その他の美術品）、明記物件（稿本・設計書・図案・証書・帳簿その他これらに類するもの）には、地震保険をつけられません。

保険金額 火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内
保険金額の限度額 建物:5,000万円・家財:1,000万円

*分譲マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。

*専用店舗・事務所などの建物および建物に収容される動産は対象となりません。

お支払いする保険金 損害の程度に応じて下表のとおり保険金をお支払いします。

損害の程度※	損害割合		お支払金額
	建物の主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害額	家財の損害額	
全損	建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	保険の対象である家財の時価額の80%以上となった場合	建物・家財それぞれの保険金額の100%（時価額が限度）
半損	建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	保険の対象である家財の時価額の30%以上80%未満となった場合	建物・家財それぞれの保険金額の50%（時価額の50%が限度）
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水）もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき	保険の対象である家財の時価額の10%以上30%未満となった場合	建物・家財それぞれの保険金額の5%（時価額の5%が限度）

※「全損」「半損」「一部損」の認定については、地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うため一般社団法人日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従います。

（注）1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されます。（2014年2月現在）

地震保険割引制度

割引制度もご用意しています!!

所定の確認資料をご提出いただいた場合、住宅の耐震性能に応じて割引が適用されます。

割引を適用するためには割引の種類によって、下記に記載されている **確認資料** のコピーをご提出いただきます。

注:下記 **1**～**4** の割引を重複して適用することはできません。

1 建築年割引

昭和56年6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に適用します。

割引率 **10%**

確認資料

- ①「建物登記簿謄本」「建物登記済権利証」「建築確認書」「検査済証」等、記載された建築年月により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できる公的機関等※¹が発行※²する書類
※¹ 公的機関等とは国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等をいいます。
※² 「建築確認申請書」等の公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
- ②宅地建物取引業者が建物の売買、交換または貸借の相手方等に対して交付する「重要事項説明書」

等

2 耐震等級割引

建物の耐震等級※に応じて、建物およびその収容家財について適用します。

※法律に基づく住宅の耐震性能の評価基準。住宅性能評価機関が発行する所定の評価書等に記載されているもの。

耐震等級	3	2	1
割引率	50%	30%	10%

確認資料

- ①品確法に基づく「住宅性能評価書」、評価指針に基づく「耐震性能評価書」または登録住宅性能評価機関が対象建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類
- ②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用を受けるために所轄税務署への提出が必要な「住宅性能証明書」
- ③長期優良住宅の認定を受けるにあたり、登録住宅性能評価機関により作成された「技術的審査適合証」
- ④長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類（「認定通知書」「住宅用家屋証明書」「認定長期優良住宅建築証明書」等）および所管行政庁に対し長期優良住宅の認定を受けるために届け出た書類（「設計内容証明書」等）
- ⑤独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書（フラット35Sの適合証明書）」または登録住宅性能評価機関により作成された「現金取得者向け新築対象住宅証明書」

3 耐震診断割引

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす建物およびその収容家財について適用します。

割引率 **10%**

確認資料

- ①「耐震基準適合証明書」「住宅耐震改修証明書」等の耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書
- ②建物の所在地、耐震診断年月日※¹および平成18年国土交通省告示第185号に適合している旨の文言が記載された書類※²
※¹ 耐震診断年月日とは、耐震診断のために建物を調査した日、耐震診断を完了した日等をいいます。
※² 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類に限ります。

4 免震建築物割引

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である建物およびその収容家財について適用します。

割引率 **50%**

確認資料

- ①品確法に基づく「住宅性能評価書」または登録住宅性能評価機関が対象建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類
- ②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用を受けるために所轄税務署への提出が必要な「住宅性能証明書」
- ③長期優良住宅の認定を受けるにあたり、登録住宅性能評価機関により作成された「技術的審査適合証」
- ④長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類（「認定通知書」「住宅用家屋証明書」「認定長期優良住宅建築証明書」等）および所管行政庁に対し長期優良住宅の認定を受けるために届け出た書類（「設計内容証明書」等）
- ⑤独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書（フラット35Sの適合証明書）」または登録住宅性能評価機関により作成された「現金取得者向け新築対象住宅証明書」

■既にご加入の火災保険等において上記 **1**～**4** 割引を適用している場合は、下記の書類を確認資料とすることができます。

確認資料

対象建物について、建築年割引（その新築年月が昭和56年6月1日以降であること）、耐震等級割引（およびその耐震等級）、耐震診断割引、免震建築物割引が適用されていることが確認できる「保険証券」「保険契約証」「保険契約継続証」「異動承認書」または「これらの代替として保険会社が発行する書類もしくは電子データ」※

※証券番号（契約を特定するための番号）、保険契約者、保険期間の始期・終期、建物の所在地・構造、保険金額および発行する保険会社の記載のあるものをいいます。

お支払いする保険金について

店舗総合保険・普通火災保険(一般)のお支払いする保険金について ●：補償します ✕：補償しません

保険種類		店 普		保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額		保険金をお支払いできない主な場合														
損害保険金	基本補償	●●	●●	☐ ① 火災、落雷、破裂・爆発	○店舗総合保険の場合 損害額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{評価額}} \times 80\%$ [保険金額または損害額のいずれか低い額が限度] ○普通火災保険(一般)の場合 損害額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{評価額}}$ [保険金額または損害額のいずれか低い額が限度]		1 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(損害保険金、持ち出し家財保険金、水害保険金、臨時費用保険金、残存物取上げ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。 ・保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ・左表の事故(④を除きます。)および地震、噴火もしくは津波を原因とする火災の際における保険の対象の紛失または盗難 ・保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって左表の事故が生じた場合を除きます。															
				☐ ② 風災・雹(ひょう)災・雪災(1敷地内につき20万円以上の損害が発生した場合) ※雨、雪、雹(ひょう)または砂塵(じん)の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災・雹(ひょう)災・雪災によって直接破損したために生じた場合に限ります。																		
				建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等 ☐ ③ 給排水設備の事故等による水濡れ 騒擾(じょう)、労働争議に伴う暴力・破壊行為																		
				☐ ④ 盗難 (商品・製品等の盗難は対象外)	a. 保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損 建物、家財、設備・什(じゅう)器等(下記のものを除く) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、その他の美術品等 b. 建物内における通貨・預貯金証書の盗難(家財または設備・什(じゅう)器等を保険の対象とした場合) ⇒生活用通貨・生活用預貯金証書※ ⇒業務用通貨・業務用預貯金証書※ ⇒業務用通貨・業務用預貯金証書※ ※預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届出を行い、かつその預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された事実がある場合	損害額 ただし、1事故1敷地内につき、下記が限度		<table><tr><td>用途</td><td>通貨</td><td>預貯金証書</td></tr><tr><td>生活用</td><td>20万円</td><td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td></tr><tr><td>業務用</td><td>30万円</td><td>300万円または設備・什(じゅう)器等の保険金額のいずれか低い額</td></tr></table>		用途	通貨	預貯金証書	生活用	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額	業務用	30万円	300万円または設備・什(じゅう)器等の保険金額のいずれか低い額				
用途	通貨	預貯金証書																				
生活用	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額																				
業務用	30万円	300万円または設備・什(じゅう)器等の保険金額のいずれか低い額																				
水害保険金	●●	✕	☐ ⑤ 水災 (台風・暴風雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等) ※水災支払方法変更特約付帯時の内容は、P4の特約の説明をご参照ください。	イ. 損害額が評価額の30%以上となった場合 上記イ.以外で床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)または地盤面より45cmを超える浸水による損害	保険金額 × $\frac{\text{損害額}}{\text{評価額}} \times 70\%$ ※保険金額が評価額を超えるときは評価額とします	2 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した左表の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも左表の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険の保険金、地震火災費用保険金は支払いの対象となります。) ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故																
			建物・家財	□. 損害額が評価額の15%以上30%未満の場合 ハ. 損害額が評価額の15%未満の場合	保険金額(※)×10% [1事故1敷地内につき200万円が限度] 保険金額(※)×5% [ハ.と二.の保険金を合わせ1事故1敷地内につき100万円が限度]			左記ロ、ハ、二の保険金の合計額は、1事故1敷地内につき200万円が限度 ※保険金額が評価額を超えるときは評価額とします														
自動セットされる補償	●●	✕	☐ 臨時費用保険金 上記①～③(普通火災保険(一般)の場合は、①②)の事故により損害が発生した場合	損害保険金×30% [1事故1敷地内につき500万円が限度]		3 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、左表の事故による場合を除き、保険金を支払いません。 ・電気的事故による炭化または溶融の損害 ・発酵または自然発熱の損害 ・機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害 ・亀(き)裂、変形その他これらに類似の損害																
			☐ 残存物取上げ費用保険金 上記①～③(普通火災保険(一般)の場合は、①②)の事故により損害が発生した場合	実費 [損害保険金×10%が限度]																		
			☐ 地震火災費用保険金 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災による損害が発生した場合	保険金額×5% [1事故1敷地内につき300万円が限度]																		
			<table><tr><th>保険の対象</th><th>店舗総合保険</th><th>普通火災保険(一般)</th></tr><tr><td>建物</td><td>半焼以上(建物主要構造部の損害が建物評価額の20%以上または建物の焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上)</td><td></td></tr><tr><td>屋外設備・装置</td><td></td><td>評価額の50%以上が焼失</td></tr><tr><td>家財</td><td>収容する建物が半焼以上または家財が全焼(損害額が評価額の80%以上)</td><td>収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害額が評価額の50%以上あるいは建物内収容家財が全焼(損害額が評価額の80%以上)</td></tr><tr><td>設備・什(じゅう)器等、商品・製品等</td><td>収容する建物が半焼以上</td><td>収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害額が評価額の50%以上</td></tr></table>					保険の対象	店舗総合保険	普通火災保険(一般)	建物	半焼以上(建物主要構造部の損害が建物評価額の20%以上または建物の焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上)		屋外設備・装置		評価額の50%以上が焼失	家財	収容する建物が半焼以上または家財が全焼(損害額が評価額の80%以上)	収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害額が評価額の50%以上あるいは建物内収容家財が全焼(損害額が評価額の80%以上)	設備・什(じゅう)器等、商品・製品等	収容する建物が半焼以上	収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害額が評価額の50%以上
			保険の対象					店舗総合保険	普通火災保険(一般)													
			建物					半焼以上(建物主要構造部の損害が建物評価額の20%以上または建物の焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上)														
			屋外設備・装置		評価額の50%以上が焼失																	
			家財	収容する建物が半焼以上または家財が全焼(損害額が評価額の80%以上)	収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害額が評価額の50%以上あるいは建物内収容家財が全焼(損害額が評価額の80%以上)																	
			設備・什(じゅう)器等、商品・製品等	収容する建物が半焼以上	収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備・装置の損害額が評価額の50%以上																	
			☐ 修理付帯費用保険金 上記①の事故により受けた損害の復旧にあたり、必要かつ有益な費用を当社の承認を得て支出した場合	実費 [1事故1敷地内につき、その敷地内の総保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度]																		
☐ 失火見舞費用保険金 ご契約物件から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣など第三者の所有物に滅失、損傷、汚損が生じた場合	被災世帯数×20万円 [1事故につき保険金額×20%が限度]																					
☐ 損害防止費用 上記①の事故による損害の発生および拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合	○店舗総合保険の場合 実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{評価額}} \times 80\%$ [実費が限度] ○普通火災保険(一般)の場合 実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{評価額}}$ [[実費]または、[保険金額(保険金額が評価額を超えるときは評価額)ー損害保険金]のいずれか低い額が限度]																					
☐ 損害賠償請求権の保全・行使に要する費用 当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出した場合	実費																					
☐ 持ち出し家財保険金(店舗総合保険のみ対象) 家財が保険の対象に含まれているご契約で、日本国内の他の建築物内において上記①～④の事故により、持ち出し中の家財に損害が発生した場合	損害額 [1事故につき、100万円または家財の保険金額×20%のいずれか低い額が限度]																					
自動セットされる補償	●●	✕	4 当会社は、下記の損害に対しては、保険金を支払いません。 ・冷凍(冷蔵)物を保険の対象とする契約に、冷凍(冷蔵)損害補償対象外特約を付帯した契約において、冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために保険の対象である冷凍(冷蔵)物に生じた損害。ただし、冷凍(冷蔵)損害補償特約を付帯した契約は、同一敷地内での火災による場合に限り損害保険金を支払います。 ・機械、設備・装置を保険の対象とする契約において、汽器(化学工場その他における1作業設備装置の一部を構成するものを除く)、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等(これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。)の破裂または爆発によりその機器に生じた損害 ・1敷地内あたりの保険金額の合計が10億円以上(他の保険契約を含みます。)の敷地内に所在する保険の対象に生じたテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)による損害。ただし、個人が所有し、かつその個人が自ら居住している建物または個人が所有する家財が保険の対象の場合は、この規定は適用されません。 ・保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難による損害	5 当会社は下記について生じた左表②の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。 ・仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のもの)とその収容動産 ・ゴルフネット(ポールを含みます) ・建築中の屋外設備・装置 ・栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 ・海上に所在する建物とその収容動産および海上に所在する設備・装置 ・屋外にある原材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材 ・自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます)																		
			6 当会社は下記の損害に対しては、失火見舞費用保険金を支払いません。 ・第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂・爆発による損害 ・煙損害または臭気付着による損害			7 当会社は下記の費用に対しては、修理付帯費用保険金を支払いません。 ・建物の用法が店舗併用住宅で、火災、落雷、破裂・爆発による事故が発生した場合、居住用部分の復旧にあたり生じた費用																

お支払いする保険金について

オプション補償(特約)のお支払いする保険金について(その1)

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
賃貸物件へのオプション補償(特約)	☐借家人賠償責任補償特約 火災、破裂・爆発の事故を起こして借用した戸室が損壊したことにより、被保険者(テナント等の借家人)が建物オーナー(転賃人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金 + 協力費用、訴訟費用*等の所定の費用 [保険証券記載の支払限度額が限度] ※訴訟費用等の支払額について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合を訴訟費用等に秉じて得られた額をお支払いします	(1)当会社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。 ・保険契約者、被保険者* ¹ またはこれらの者の法定代理人の故意 ・被保険者の心神喪失または指図 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事、ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動* ² ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質* ³ もしくは核燃料物質* ³ によって汚染された物* ⁴ の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故 ※1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 ※2 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 ※3 使用済燃料を含みます。 ※4 原子核分裂生成物を含みます。 (2)当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。 ・被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
	☐修理費用補償特約 火災、落雷、破裂・爆発、風・雹(ひょう)・雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等、給排水設備の事故等による水濡れ、騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力・破壊行為または盗難の事故により借用戸室に損害が生じた結果、被保険者が建物オーナー(転賃人を含みます。)との契約に基づいて自己の費用で修理した場合 ※風災・雹(ひょう)災・雪災による事故のうち、借用戸室の内部については、借用戸室やその窓、扉その他の開口部が風災・雹(ひょう)災・雪災によって直接破損したために生じた損害に限られます。	実費 - 免責金額3,000円 [保険証券記載の支払限度額が限度]	(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。 ・保険契約者、被保険者* ¹ 、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者* ² またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ・保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有* ³ または運転* ⁴ する車両またはその積載物の衝突または接触 ※1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 ※2 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 ※3 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。 ※4 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。 (2)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害* ¹ に対しては、保険金を支払いません。 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動* ² ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質* ³ もしくは核燃料物質* ³ によって汚染された物* ⁴ の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ※1 上記各事由によって発生した左記の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも左記の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。 ※2 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 ※3 使用済燃料を含みます。 ※4 原子核分裂生成物を含みます。
事業内容にあわせて補償をさらに充実させるためのオプション補償(特約)	☐店舗賠償責任補償特約 保険期間中に日本国内で発生した下記A・Bの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 A 保険証券記載の被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)が所有、使用もしくは管理する施設(この特約が付帯された保険契約の保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物またはその建物に収容される動産で、保険証券記載の業務の用に供される部分および物をいいます。以下「施設」といいます。)に起因し、または施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故 B 記名被保険者(記名被保険者が法人である場合は、その代表者をいいます。)が、保険の対象または保険の対象を収容する建物に居住している場合は、その居住部分(その敷地内の不動産および動産で、居住の用に供される部分および物をいいます。以下「住宅」といいます。)の所有、使用もしくは管理に起因し、または被保険者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故 ※Bの事故の場合における被保険者は次の者をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子	損害賠償金 - 免責金額1,000円 + 協力費用、訴訟費用*等の所定の費用 [保険証券記載の支払限度額が限度] ※訴訟費用等の支払額について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合を訴訟費用等に秉じて得られた額をお支払いします	(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ・保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故 (2)当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます。)によって生じた損害賠償責任 (3)当会社は、左記Aの事故によって、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。 ・給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から漏出または溢(いっ)出(溢(あふ))れ出すことをいいます。)する蒸気、水その他内容物による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任 ・医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、販売もしくは鑑定または化粧等の美容に起因する損害賠償責任 ・エレベーター、エスカレーター、自動車または施設外における車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・業務を完了した後(業務の目的物の引き渡しを要する場合は、引き渡した後)または業務を放棄した後に、その業務の結果に起因して生じた損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 (4)当会社は、左記Bの事故によって、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(建物の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ・航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

基本補償

オプション補償

保険料の割引

(店舗併用住宅) 地震保険

お支払いする保険金

お支払いする保険金

について

オプション補償(特約)のお支払いする保険金について(その2)

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
事業内容にあわせて補償をさらに充実させるためのオプション補償(特約)	☐ ドアロック交換費用補償特約 日本国内で保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物のドアの鍵が盗まれ、被保険者がドア(建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。)の錠の交換費用を支出した場合	実費 [1事故につき3万円が限度]	当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、ドアロック交換費用保険金を支払いません。 ・保険契約者、被保険者※1またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者※2またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動※3 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質※4もしくは核燃料物質※4によって汚染された物※5の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ・被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ※1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 ※2 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 ※3 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 ※4 使用済燃料を含みます。 ※5 原子核分裂生成物を含みます。
	☐ 休業損失補償特約 下記(1)～(4)が原因で営業が休止または阻害された場合 (1) 下記①～⑤に生じた、火災、落雷、破裂・爆発、風・雹(ひょう)・雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等、給排水設備の事故等による水濡れ、騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力・破壊行為、盗難または水災による損害 ① 建物等(保険証券記載の建物または構築物をいいます。)および同一敷地内に所在する被保険者の占有物件(自動車・自動二輪車等、通貨・有価証券、印紙、切手等、稿本、設計書、証書、帳簿等を除きます。) ② 建物等のうち、他人が占有する部分および建物等に隣接するアーケードおよびそのアーケードに面する建物等 ③ 建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等 ④ 被保険者に原材料等の供給物を直接提供する事業者または被保険者から製品等を直接受け入れる事業者の敷地内に所在する建物・構築物等。ただし当社所定の条件に該当する事業者のものに限り、ます。 ⑤ 建物等と配管・配線により接続している所定のインフラ事業者の占有する電気、ガス、熱、水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している所定のインフラ事業者の配管・配線(日本国内のものに限り、ます。) (2) 営業施設における食中毒の発生または営業施設において製造、加工、卸売、販売、提供を行った食料品に起因する食中毒の発生。ただし、所轄保健所長に届出のあったものに限り、ます。 (3) 営業施設における感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。)の発生。ただし、都道府県知事等に届出のあったものに限り、ます。 (4) 営業施設が(2)または(3)の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による営業施設の消毒その他の処置 ※雨、雪、雹(ひょう)または砂塵(じん)の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災・雹(ひょう)災・雪災によって直接破損したため生じた場合に限り、ます。	1.休業日数×保険金額(日額) ただし、復旧期間内の売上減少高に当社の定める支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度 2.休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用の額 ただし、この追加費用支出によって減少できた休業日数×保険金額(日額)が限度 【注意】 ※休業日数は復旧期間内のものに限り、定休日を除きます。 ※左記(1)の事故の場合における復旧期間は、保険証券記載の約定復旧期間または復旧に通常要する期間のいずれか短い期間とし、左記(2)～(4)の事故の場合における復旧期間は、行政による所定の処置が解除された時までをいい、30日間を限度とします。 ※風・雹(ひょう)・雪災または水災による損失の場合は、復旧期間から事故発生日を含む3日間を控除した残りの日数内の休業日数とします。 ※左記(1)④が損害を受けた結果生じた損失の場合の復旧期間は30日間を限度とします。 ※左記(1)⑤が損害を受けた結果生じた損失の場合は、事故発生日を含む3日間を控除した残りの日数内の休業日数とします。	当会社は、この特約においては、10ページ(保険金をお支払できない主な場合)に掲げる事由による損害のほか、次に掲げる事由による損害を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。 ・万引き ・冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊・変調または機能停止によって起こった温度変化。ただし、左記保険金をお支払いする場合の(2)～(4)に該当する事故の場合を除きます。 ・国または公共機関による法令等の規制。ただし、左記保険金をお支払いする場合の(2)～(4)に該当する事故の場合を除きます。 ・保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害
	☐ 商品・製品等盗難危険補償特約 盗難によって商品・製品等に生じた損害が発生した場合	(損害額－免責金額)×$\frac{\text{保険金額}}{\text{評価額}}$ 【注意】 ※下記に該当するものは対象とすることができません。 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除く。)、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物、稿本、設計書、図案、雛(ひな)型、鋳(い)型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物、書画、骨董(とう)、彫刻、その他の美術品	当会社は、この特約においては、次に掲げる損害に対して保険金を支払いません。 1.保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失 2.被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 3.次のいずれかに該当する者が単独または他人と共謀して行った盗難によって生じた損害 ア.保険契約者または被保険者の使用人 イ.保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)と同居の親族 ウ.保険の対象の使用または管理を委託された者 4.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難によって生じた損害 5.地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難によって生じた損害 6.核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の際における盗難によって生じた損害 7.6.以外の放射能照射または放射能汚染の際における盗難によって生じた損害 8.火災または破裂・爆発の際における盗難によって生じた損害 9.盗難の際に生じた火災または破裂・爆発による損害 10.棚卸しの際に発見された数量の不足による損害 11.盗難発生後60日以内に知ることができなかった盗難による損害 12.万引きその他次の行為のいずれもすることなく行われた盗難による損害 ア.収容場所への不法侵入 イ.暴行または脅迫 13.次のいずれの者も収容場所に不在であった間に生じた盗難による損害。ただし、その不在期間が72時間を超えない場合を除きます。 ア.保険契約者 イ.被保険者 ウ.保険の対象の使用または管理を委託された者

基本補償

オプション補償

保険料の割引

(店舗併用住宅)
地震保険

お支払いする保険金